豊橋牟呂坂津土地区画整理事業

流　れ

皆様に手続していただくもの

令和６年度

換地計画の決定及び認可　３月

事業の認可権者である愛知県から換地計画の認可を受けました。

令和７年度

換地処分通知の送付　６～７月頃

関係権利者の皆様に換地処分通知（清算金明細書、換地図等）を送付します。

→ 換地処分通知の受領

土地の売買等により権利に変動がある場合は、豊橋市まで御連絡をお願いします。

換地処分公告日の決定　公告日の約１か月前

換地処分公告日が決定します。

仮換地の分筆・合筆は、円滑な換地処分業務の関係上、この期間はお控えいただきますよう御理解と御協力をお願いします。

換地処分公告（翌日に町名地番変更の効力発生）　10～11 月頃

愛知県が換地処分の公告を行います。
公告日の翌日から町名地番が変更となります。

→ 【公告の翌日以降】住所変更に関する各種手続

換地処分に伴う登記

土地・建物登記の所在、地番、家屋番号等（表題部）を変更します。

登記停止期間（約２～３か月）

登記停止の解除

→ 土地・建物登記の所有者住所（権利部）の変更手続

清算金の徴収・交付手続

清算金の徴収・交付に必要な手続を行います。

→ 清算金の支払・受取手続

清算金の徴収・交付　３月頃

清算金の徴収（分割の方は第１回目）及び交付を行います。

→ 清算金の支払・受取